

認可外保育施設等への入園を希望される保護者の皆様へ

幼児教育・保育の無償化の認定手続きについて

認可外保育施設等の園児が無償化の対象となるためには、以下の手続きが必要となります。なお、認定日は遡ることができない（転入を除く）ため、早めの申請をお願いします。

1 対象要件について

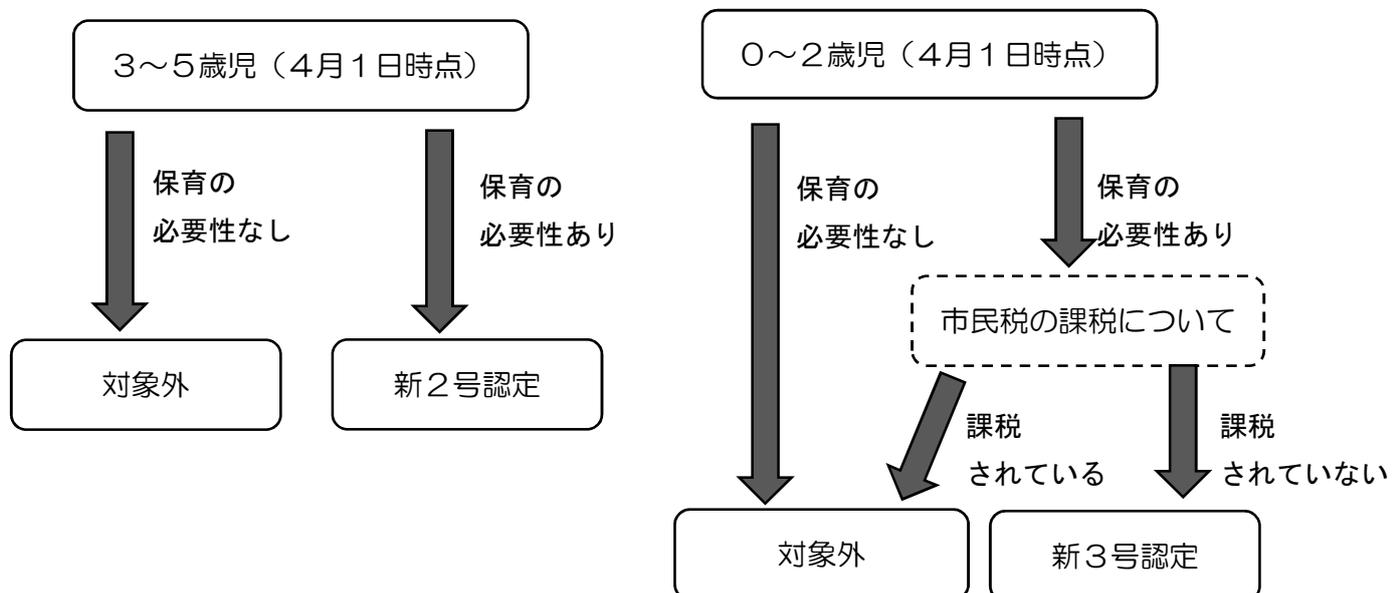
認定区分	新2号（3歳児以上）・新3号（3歳児未満）認定
対象経費	保育料
対象児童	①保育の必要性（*）のある世帯の3歳児以上（新2号） ②保育の必要性のある <u>市民税非課税世帯</u> の3歳児未満（新3号） ※3歳以上と3歳未満：4月1日時点の年齢で判断します。
月額上限額	月額37,000円（新3号は月額42,000円）
申請書類	子育てのための施設等利用給付認定申請書
添付書類	①代表保護者のマイナンバーカードのコピー または 代表保護者の本人確認書類のコピー（免許証等）と 代表保護者のマイナンバーが確認できる書類のコピー（通知カード等） ② <u>保育の必要性を証明する書類</u> ※ <u>同居する70歳未満の祖父母がいる場合は祖父母の保育の必要性を証明する書類も必要です</u>

* 保育の必要性については、p.2を参照ください。

※ 上限額を超過した分については、保護者負担となります。また、延長保育料や教材費等は無償化の対象外となります。

※ 必要書類の提出がない場合、認定が行えない可能性がありますので、ご注意ください。

※ 保育の必要性に変更があった場合は、変更の手続き等が必要となります。



*保育の必要性

新2号・新3号認定を希望する場合、保護者が以下の理由に該当していることが必要となります。なお、同居する70歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母の保育の必要性についても証明が必要となります。

保育を必要とする理由	認定期間(有効期間)	必要書類
就労(育休含む)	雇用の定めによる	就労証明書、耕作証明書
妊娠・出産	出産予定日の前後2か月まで	母子手帳のコピー
保護者の疾病等	疾病等が回復するまで	診断書、障害者手帳等のコピー
介護・看護	介護・看護をしている病人が回復するまで	診断書、障害者手帳または介護保険被保険者証のコピー
求職活動	3か月間	ハローワーク受付票のコピー
災害	災害の復旧に必要な期間	被災証明書等
その他	その他の理由に応じて決定	その他の理由による

※ 就労証明書は発行日から3か月以内、診断書は6か月以内のものが有効となります。

2 申請方法について

「入所する保育施設」or「こども課」or「郵送でこども課」へ書類を提出します。

【提出期限】 施設の指定日または認定希望日の前日(こども課必着)まで

郵送の場合、封筒に施設名と氏名を記入して提出してください。

※ 郵送でこども課へ提出する場合は、封筒と切手を各自ご準備ください。

※ こども課窓口で直接提出する場合は、封入不要です。

- 認定結果として『施設等利用給付認定通知書』を後日送付します。
- 認定された場合、施設へ『施設等利用給付認定通知書』を提示してください。
- 保育の必要性に変更があった場合(例：求職活動⇒就労)、変更届の提出が必要となりますので、お早めにお手続きください。
- 須賀川市から転出した場合、転入先の市町村で再度認定申請を行ってください。申請の詳細については、転入先の市町村へお問い合わせください。
- 保育料の取り扱い(支払い不要、支払い後清算など)は、施設へお問い合わせください。
- 市独自で3～5歳児の給食費の無償化を行っています(上限額あり)。詳細については、「給食費無償化について」をご覧ください。

【問い合わせ先】 須賀川市教育委員会事務局こども課

T E L : 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 2 4

M A I L : kodomo@city.sukagawa.fukushima.jp